

デジター図書再生機貸出し規程

(趣 旨)

第1条

この規程は、滋賀県立図書館（以下、「当館」という。）が保有するデジター図書再生機（以下、「再生機」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条

再生機は、活字による読書が困難な障害のある方の読書支援を目的に貸出しする。

(対象者)

第3条

再生機の貸出し対象者は、活字による読書が困難な障害のある当館利用者および県内の市町立図書館とする。

(貸出手続き・貸出期間)

第4条

再生機の貸出し手続きならびに貸出し期間は、図書資料に準ずるものとする。

(貸出機器)

第5条

貸出しする再生機は、以下のものとする。

シナノケンシ製 デジター再生機

PTR2・・・2台、PTR3・・・1台（キャリーケース・充電用アダプター・取り扱い説明書を含む）

(禁止事項)

第6条

再生機の貸出しを受けた者（以下、「利用者」という。）は、その適正な利用のため、下記の事項を行ってはならない。

- (1) 第2条の目的以外の利用
- (2) 他者への転貸（市町立図書館が自館利用者へ貸出す場合を除く）
- (3) 第三者のサピエ図書館の ID およびパスワードを用いての利用
- (4) 第三者のデータを保存して利用すること
- (5) ハードウェアおよびソフトウェアの設定変更

(損傷または紛失の届出等)

第7条

利用者は、機器を損傷、紛失した場合は速やかにその旨を当館に届けなければならない。

損傷、紛失の理由が利用者の管理不十分によるもの、または第6条の禁止事項に反したためである場合は、当館は利用者に対し損害の実費を弁償させることができる。

(その他)

第8条

再生機の貸出しに関して、この規定に定められていない事項が発生した場合には、利用者と当館が話し合いの上で対処するものとする。

付則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。